

C H O S H I S H O K O
DISCLOSURE
2 0 1 4

ごあいさつ



皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
当組合第 61 期（平成 25 年度）事業概況のご報告にあたりまして、平素のご支援ご愛顧に対し心より厚く御礼申し上げます。

平成 25 年度の日本経済は、安倍政権による一連の経済政策の結果、円高が是正され株価も回復し、景気浮揚感が醸し出されました。しかしながら、大幅な内需拡大には至らず、地方経済は依然として厳しい状況にあり、成長戦略の本格的な実行が待たれております。また、世界経済は緊迫化する領土・領海問題の影響等によりまして不透明感が強まっており、今後の成り行きが注目されております。

このような環境の下、当組合は、お客様に信頼され地域社会に貢献できる金融機関として、地域密着型金融の推進に徹するとともに、経営の健全性を高めてまいりました。また、人材育成とコンプライアンス経営の更なる推進に取り組むとともに、創立 60 周年にあたりまして、お客様への感謝を込

めた様々な企画を行なってまいりました。さらに、資金の効率的な運用と経費削減に努めました結果、当期純利益 4 億 21 百万円を計上することが出来ました。自己資本は 99 億 38 百万円となり、自己資本比率は国内基準である 4%を大きく上回る 10.15%を確保いたしました。

平成 26 年度の当組合は、「ポスト 60 周年」として新たな一歩を踏み出してまいります。5 年先・10 年先を見据えた経営戦略を立案し、地域経済の再生・発展に注力いたします。強い銚子商工を築くために全役職員が一丸となり業務に取り組み、さらに、合理化と効率化を進めまして、組合員の皆様方のご期待にそえますよう全力を尽くしてまいりますので、今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 26 年 6 月

理事長 **伊東輝脩**

事業方針

経営理念

地域社会の幸せづくりに奉仕する

「銚子商工」は、地域金融機関として地域社会の最大多数の最大幸福の実現のために奉仕し、地元及びお客様より信頼される信用組合の確立に努めます。

経営方針

コンプライアンス経営の推進

「銚子商工」はその社会的責任と公共的使命を正しく認識し、各種法令、社会的規範をはじめ、就業規則や服務規律または内部事務規定を遵守し、金融業務の健全かつ適切な運営を行い、地域社会の信用・信頼を得るよう努めます。

職員信条

私たちは礼儀を重んじ、
約束を守り 誠意と情熱をもって行動します。

ビジョン

いつも身近に ふれ愛バンク

「銚子商工」は健全経営に努め、信頼される金融機関として地域のため、地域の皆様と共に歩んでまいります。

基本方針

地域密着型金融の推進

お客様が抱える課題・問題を解決する事を中心に据えた地域密着型金融に徹し、経営の健全性を堅持してまいります。

そのために下記「基本目標」に取り組み、地域との共存共栄を目指します。

基本目標

(1) 当組合の強みと特性を活かした
金融サービスの強化

当組合の強みである訪問活動によりお客様との深い信頼関係を築き、お客様の求める金融サービスを提供してまいります。

(2) 安定した収益確保に向けた土台づくり

中長期的な業績向上に資する推進を實踐し、将来の安定した収益に結びつけるための土台づくりに取り組んでまいります。

当組合のあゆみ（沿革）

昭和

28年11月 銚子市陣屋町 138 番地にて
銚子商工信用組合創業 初代理事長田杭忠一
29年10月 本店移転（銚子市新生 1 丁目 69 番地）
42年11月 本店新築移転（銚子市東芝町 1 番地の 15）
47年12月 山口七郎専務理事二代目理事長に就任
50年 2月 オフラインシステム稼働
59年 6月 オンラインシステム稼働
63年10月 外国通貨両替業務取扱い開始

平成

5年10月 日銀歳入復代理店業務取扱い開始
6年 3月 国債窓販業務取扱い開始

7年 5月 新オンラインシステム稼働
12年 5月 信組共同センターへ加盟
13年12月 保険窓販業務取扱い開始
14年 4月 植田久夫専務理事三代目理事長に就任
14年 8月 千葉県商工信用組合より東金地区 5 店舗の
事業譲渡を受け、総営業店舗数 22 店舗と
し新たにスタートする
15年11月 創立 50 周年を迎える
18年12月 投信窓販業務取扱い開始
22年 6月 伊東輝脩専務理事四代目理事長に就任
25年 2月 でんさいネットサービス取扱い開始
25年11月 創立 60 周年を迎える

平成 25 年度 経営環境・事業概況

「銚子商工」は、協同組織による組合員の皆様のための身近な金融機関として経営基盤の拡充強化、サービスの向上に努めてまいりました。組合員の皆様をはじめ、お客様のご支援をいただき、次の業績を上げることができました。

預金積金

幅広い層への基盤拡大や年金口座獲得に努めました結果、期末残高は前年度より 41 億 20 百万円増加し、2,373 億円となりました。

貸出金

地域密着型金融への積極的な取り組み、事業者向け融資・住宅ローン・各種個人ローンの推進に努めました結果、期末残高は前年度より 17 億 56 百万円増加し、1,067 億円となりました。

組合員
及び
出資金

組合員数の拡大に努めました結果、前年度より 145 名増加し、38,745 名となりました。また出資金は前年度より 8 百万円増加し、8 億 21 百万円となりました。

収益状況

資金の効率的な運用と経費の削減に努めました結果、当期純利益は 4 億 21 百万円を計上することが出来ました。自己資本は 99 億 38 百万円となり、自己資本比率は国内基準である 4%を大きく上回る 10.15%を確保いたしました。

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

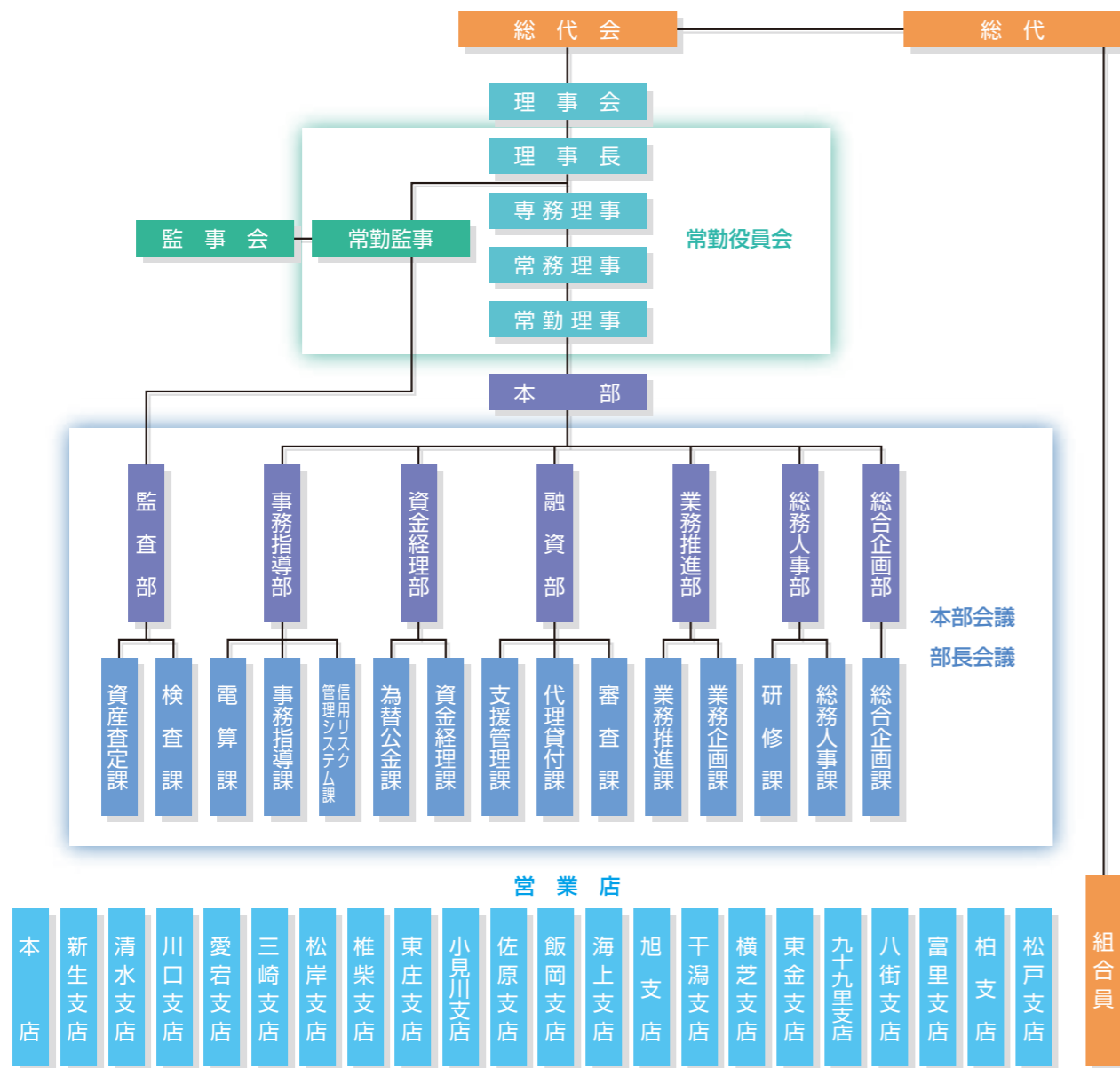
区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
経 常 収 益	4,690,420	4,342,981	4,320,416	4,600,777	4,451,704
経 常 利 益	394,516	235,495	193,769	306,339	645,329
当 期 純 利 益	340,608	400,687	180,463	305,070	421,818
預 金 積 金 残 高	216,587,162	219,585,552	228,319,223	233,260,809	237,381,620
貸 出 金 残 高	104,970,164	101,977,150	104,418,669	104,967,525	106,724,113
有 価 証 券 残 高	56,824,947	57,348,079	64,746,381	66,132,022	72,179,125
総 資 産 額	226,521,027	229,575,230	241,098,233	246,822,775	250,876,629
純 資 産 額	8,508,716	8,659,625	8,987,234	9,760,499	9,840,668
自己資本比率(単体)	9.44%	9.94%	9.65%	9.87%	10.15%
出 資 総 額	771,249	791,958	804,624	813,493	821,633
出 資 総 口 数	771,249 口	791,958 口	804,624 口	813,493 口	821,633 口
出資に対する配当金	22,781	23,390	23,883	24,259	40,822
職 員 数	268 人	276 人	280 人	283 人	281 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 「自己資本比率(単体)」は、平成 18 年金融庁告示第 22 号により算出しております。

事業の組織

組織図

平成 26 年 6 月 26 日現在



役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）

平成 26 年 6 月 26 日現在

理事長	伊東 輝侑	理事	平沼 衛
専務理事	金子 芳則	理事	田杭 宏行
常務理事	堀 猛	理事	関谷 善朗
常勤理事	仲村 宏文	理事	泉 功
常勤理事	岡野 繁	理事	岡田 知益
常勤理事	鶴野澤 勅	監事	仲田 博史
常勤監事	篠塚 國夫	監事（員外監事）	小田島國博

当組合は、職員出身者以外の理事 5 名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

総代会について

総代会の仕組み（役割）

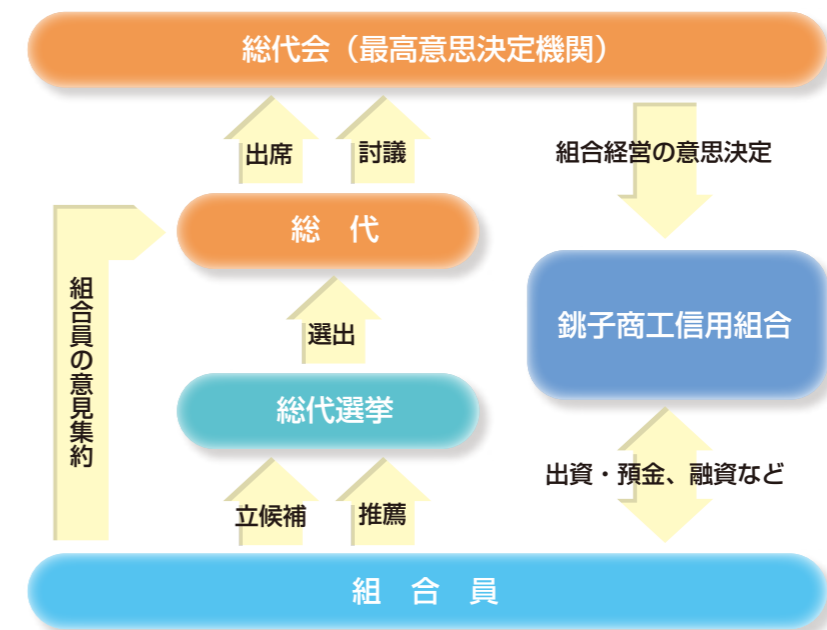
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員 38,745 名（平成 26 年 3 月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところより「総代会」を設置しております。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、毎年事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催される通常総代会と、他に臨時総代会があります。決算や事業活動等の報告が行われるとともに剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。決議に必要な定数は、総代の過半数以上が出席し、その議決権の過半数の賛成を要します。定款の変更等特別の議事については、その議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を要することとなっております。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合は、総代会に限定することなく、地区別懇談会の実施や日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



総代の任期・定数及び選出方法

● 総代の任期・定数

- 総代の任期は 3 年です。
- 総代の定数は 100 人以上 120 人以内で、営業地区の組合員数に応じて各地区ごとに定められています。

● 総代の選出方法

- 総代は定款および総代選挙規程の定めるところにより、選挙区ごとにその選挙区に所属する組合員のうちから公平に選挙を行い選出されます。

事業の組織

総代会の報告・決議事項

平成26年6月26日開催の第61回通常総代会において、次の報告ならびに決議事項が付議され、決議事項については、それぞれ原案通り承認可決されました。

〈報告事項〉

- 第1号報告 平成25年4月1日より平成26年3月31日に至る第61期事業報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

〈決議事項〉

- 第1号議案 第61期剰余金処分案の承認を求める件
 第2号議案 第62期事業計画および収支予算案の承認を求める件
 第3号議案 理事および監事の報酬の承認を求める件
 第4号議案 定款一部改定の承認を求める件
 第5号議案 理事および監事全員任期満了につき改選の件
 第6号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件



総代のみなさま

(敬称略・順不同)平成26年5月現在

本店地区 (11)	江畑 修一 宮内 栄一 鈴木 勤智 長谷川 彰一 山本 耕一 小倉 和俊 大岩 芳明 宮内 隆 兒玉 晃昌
新生支店地区 (7)	遠藤 孝二 宮内 滋男 徳元 敏男 大川 誠一 齊藤 正一 宮内 勝義 小原 松五郎
清水支店地区 (8)	片倉 透 田中 徳治郎 八木 新八 奈村 一雄 勝浦 敏雄 戸谷 隆洋 岡根 清 江波戸 肇
川口支店地区 (4)	宮川 勝弘 浅田 栄一 宮川 英夫 加瀬 久男
愛宕支店地区 (5)	丁子 源三郎 林 晃作 伊藤 正信 山口 勇治
三崎支店地区 (5)	江畑 徳元 垣内 幸夫 嶋田 一 佐野 幸雄 飯嶋 正和
松岸支店地区 (7)	名雪 金穂 櫻井 隆 石毛 誠 田杭 和彦 山口 紘 名雪 順夫 櫻井 武
椎柴支店地区 (7)	滑川 栄治 佐竹 貞夫 宮崎 裕光 古川 明 岡野 尉 猿田 正城 石毛 元久
東庄支店地区 (4)	林 寛躬 岡部 隆夫 田谷 長太郎 磯山 潔
小見川支店地区 (9)	鶴嶋 亀男 津軽 栄一 菅谷 栄次朗 高橋 秀治 角田 万寿男 前田 泰弘 原野 正躬 鎌形 孝之 室田 倫明
佐原支店地区 (12)	宮本 和一 関根 誠 小林 利弘 柏木 幹雄 篠塚 友孝 出口 巨男 郡司 茂 高橋 泰美 文山 吉克 遠藤 龍一 鈴木 定彦 長嶋 俊亮
飯岡支店地区 (4)	鈴木 一 加瀬 照雄 仲條 一夫
海上支店地区 (4)	鈴木 頼光 土川 峰仙 吉田 博美 越川 哲哉
旭支店地区 (9)	加瀬 平四郎 飯倉 基正 片山 勲 蛭田 稔 加瀬 孝雄 辻 隆明 石毛 光治 伊藤 哲郎 伊藤 晃
干潟支店地区 (6)	椎名 一雄 高橋 宏和 川口 勝男 加瀬 忠一 高橋 晴夫 鈴木 哲雄
横芝支店地区 (3)	三好 皓 高橋 新一郎 土屋 治彦
東金支店地区 (2)	西村 康明 小川 敏彦
九十九里支店地区 (2)	伊藤 信義 小川 和雄
八街支店地区 (2)	小関 智之 秋山 泰
富里支店地区 (2)	齊藤 明夫 内田 三十四
柏・松戸支店地区 (7)	金子 平太郎 小島 守雄 長谷川 嘉津子 永尾 鎮機 細田 清巳 後藤 武夫 岩立 俊男

() 内の数字は定数

地区別懇談会の開催

ガバナンスの機能強化に向けた一環として、地区毎に総代等を対象とした地区懇談会を毎年実施しております(出席者合計90名)。当組合の経営実態、地域との関わり合いや社会を取り巻く諸問題等を説明する一方、総代等より利用者側の視点に立った意見や要望をいただき、信用組合経営に反映させております。

〈平成25年度開催状況〉

平成26年1月14日 銚子地区懇談会	平成26年1月24日 香取(小見川・東庄)地区懇談会
平成26年1月17日 旭地区懇談会	平成26年1月28日 香取(佐原)地区懇談会
平成26年1月22日 東金地区懇談会	

組合員の推移

(単位:人)

区分	平成24年度末	平成25年度末
個人	35,607	35,713
法人	2,993	3,032
合計	38,600	38,745

報酬体系について

対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

● 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

● 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	81	105
監事	12	15
合計	93	120

(注1) 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

(注2) 支払人数は、理事12名、監事3名です(退任役員を含む)。

(注3) 使用人兼務理事3名の使用人分の報酬(賞与を含む)は、4百万円です。

(注4) 上記以外に支払った役員退職慰労金は理事4百万円です。

● その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「同額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

(注3) 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職給与規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

経営管理体制（法令等遵守体制・リスク管理体制等）

法令等遵守体制

法令等遵守（コンプライアンス）とは、法令や社会規範等のルールを守ることと、社会一般的に求められる倫理やモラル、当組合内部の規定等を守ることにも含まれております。特に公共性の高い業務を行なう金融機関は、広く経済社会に貢献するという責任を負っており、より高度なコンプライアンスの徹底が求められております。そこで当組合は、地域金融機関としての社会的使命を果たし、お客様の多様なニーズに応えるきめ細かなサービスを提供し、地域社会の信頼を得ていくために、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、当組合の経営理念、倫理憲章、行動規範、並びに金融業務に関する遵守すべき主なルール等をマニュアル化したコンプライアンス・ハンドブックを作成、更にコンプライアンス態勢の実現のための実践計画であるコンプライアンス・プログラムを毎年策定し、実践しております。またコンプライアンス態勢の推進を徹底するため、コンプライアンス委員会を設置するとともに各店舗にコンプライアンス担当者を任命し、全職員一丸となってコンプライアンス重視の企業風土の醸成に努めてまいります。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

● 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

【本部相談窓口】0120-725-362
 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）
 受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、営業店店頭掲示ポスターをご覧ください。当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.choshi-shoko.co.jp>

● 紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）
 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当組合本部相談窓口またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者のご希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】
 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）
 受付時間：午前9時～午後5時
 電話：03-3567-2456
 住所：〒104-0031
 東京都中央区京橋 1-9-1（全国信用組合会館内）

リスク管理体制

金融機関を取り巻く環境の大きな変化により、ますます金融業務は多様化、複雑化しております。それに伴い信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなど金融機関が抱えるさまざまなリスクが増大し、金融機関には経営の健全性を確保するためのリスク管理の強化が不可欠なものとなっております。当組合では、「統合的リスク管理方針」「統合的リスク管理規程」に基づき、多岐にわたるリスクを総合的に管理するため「ALM委員会」「リスク管理委員会」を設置し、管理すべきリスク毎に担当部署、役割等を定め、リスク管理態勢の一層の充実に努めております。

統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクなどの他に与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等の金融機関が直面するリスクをそれぞれ評価し、総体的に捉え、当組合の経営体力（自己資本）と比較・対照することにより適切なリスク管理を行うことをいいます。

信用リスク管理

信用リスクとは企業や個人への貸出が回収不能、または利息取立不能になることにより損失を被るリスクのことです。当組合では審査部門と営業推進部門を分離し、ポートフォリオ管理、厳正な自己査定により貸出資産の健全性の維持に努めております。また融資実務・財務分析研修をはじめとしたさまざまな研修を行い、審査管理能力の向上に努めております。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利・有価証券等の価格、為替相場などの市場リスクの要因の変動により保有する資産価値が低下し損失を被るリスクのことです。当組合ではALM委員会において、金融・経済動向や金利予測等について検証し、市場リスクへの迅速な対応、より健全な資産、負債の管理及び収益確保に努めております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当組合では事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナルリスク（法務リスク・風評リスク・人的リスク）について管理し、リスク管理委員会において対応等の協議を行っております。

事務リスク管理については、各種規程・マニュアル等の整備、研修・事務指導等の実施、定期的な内部監査および自店検査の実施により厳正な事務管理に努めております。

システムリスク管理については、当組合は信組共同センターにオンラインシステムの運用を委託しており、同センターにおけるバックアップシステム等により安全性を確保しております。また情報資産に対する管理体制を規程に定め、安定した業務遂行に努めております。

その他オペレーショナルリスク管理については、コンプライアンス態勢、顧客保護管理の推進等を通じ、リスクの適正な把握と管理に努めております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされる、または市場情勢等により、市場において取引ができなかったり、著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより被るリスクのことです。当組合では担当部署により運用・調達、資金繰りの状況を把握するとともに、ALM委員会にて検証を行い、適切な流動性リスク管理に努めております。

地域を応援する取り組み

地域とともに歩む当組合の経営姿勢

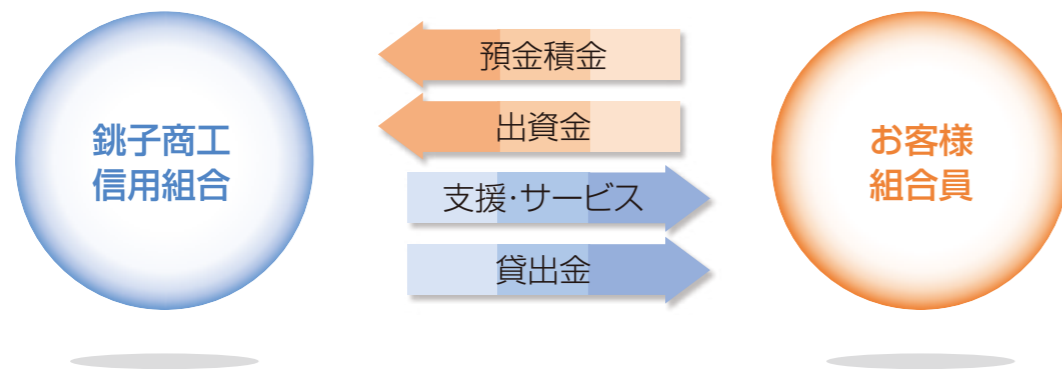
当組合は千葉県東総、北総、東葛地区を営業地区として、地域における中小企業者や住民のみなさまが組合員となり、お互いに助け合い発展していくという相互扶助の考えに基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。「地域社会の幸せづくりに奉仕する」を経営理念として地域経済と関わり、地縁・人縁により中小企業者や住民のみなさま一人一人の顔が見えるきめ細やかな取引を通じ、事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考える活動を基本としております。また、地域社会の一員として当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

預金・融資を通じた地域貢献

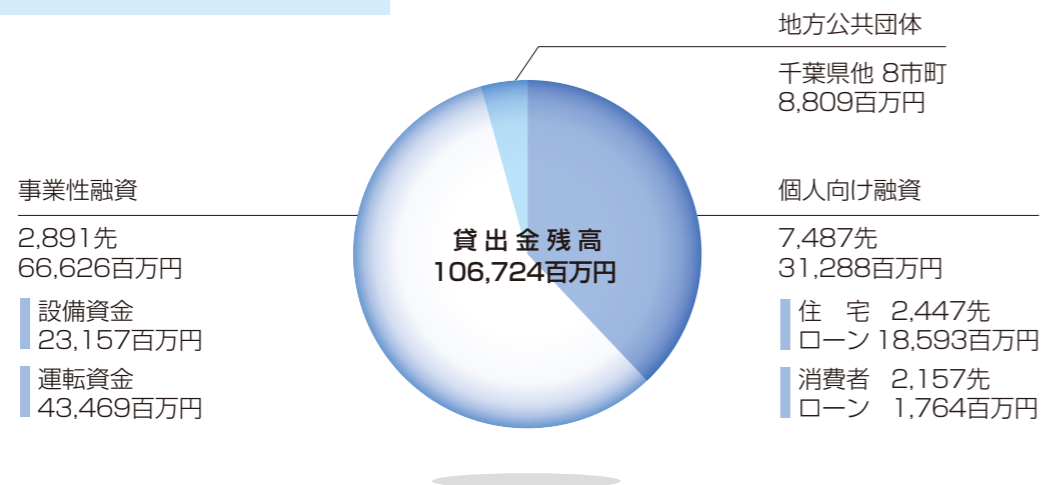
地域のお客様からお預りした大切な預金積金は、中小企業者や個人のお客様に対するご融資としてご利用頂くことにより、お客様の事業の発展や生活の充実のお手伝いしております。

平成 26 年 3 月 31 日現在

預金積金残高：237,381百万円
出資金残高：821百万円



貸出金残高：106,724百万円



貸出金以外の運用：136,924百万円

預金や有価証券等で運用しております。預け金は主に全国信用協同組合連合会への預け金としており、有価証券は安全性を重視し、国債等の債券を中心に運用しております。

地方自治体制度融資の取扱状況

当組合は、千葉県及び営業店が所在する市町村における中小企業向け制度融資の取扱窓口指定されております。平成 26 年 3 月末において 1,676 件、10,054,701 千円のご利用をいただいております。

平成 25 年度 中小企業向け制度融資取扱残高

千葉県制度融資	1,346 件 8,682,839 千円
[中小企業振興資金] 事業資金・サポート短期資金・小規模事業資金・創業資金・挑戦資金・経営力強化資金・セーフティネット資金・再生資金・観光施設資金・環境保全資金・障害者雇用推進資金	
各市町制度融資	330 件 1,371,862 千円
銚子市中小企業資金 匝瑳市中小企業資金 柏市中小企業資金	銚子市水産業資金 東金市中小企業資金 東庄町中小企業融資資金
香取市中小企業資金 旭市中小企業資金 九十九里町中小企業資金	富里市中小企業資金 八街市中小企業融資資金

融資商品のご案内

当組合では、中小企業や地域のお客様の資金ニーズにお応えするため、次のような融資商品をお取り扱いしております。

事業者向けご融資	平成 25 年度取扱残高	1,257 件 7,821 百万円
事業資金	* ビジネスローン * しんくみパートナーズ * TKC経営者ローン など	無担保、第三者保証不要の事業性資金です。お客様の資金需要にスピーディにお応えします。
	* NEWエール	無担保、第三者保証不要、ご融資金 500 万円までの小口事業性資金です。
農業・漁業事業資金	* 新型農業者ローン * 肉用牛 ABL(譲渡担保融資) * 豚キャッシュフロー融資	農機具等購入資金、農業資材等支払資金などの農業に関する支払資金にご利用いただけます。また、肉用牛を担保とする ABL 融資、豚販売代金によるキャッシュフロー融資もお取り扱いしております。
	* (株)日本政策金融公庫保証融資 * 千葉県農業信用基金協会保証付融資 * 千葉県漁業信用基金協会保証付融資	公庫・信用基金協会保証付融資をお取り扱いしております。農業・漁業に関する運転資金・設備資金にご利用いただけます。
保証協会保証付融資	* 緊急保証制度融資 * セーフティネット資金	中小事業者の方の円滑な資金調達を支援するため、信用保証協会保証制度による融資に取り組んでおります。
個人向けご融資	平成 25 年度取扱残高	3,083 件 19,092 百万円
住宅ローン	* 住宅ローン Newライフ * 住まいるいちばんプラス * 住まいるアシスト * 無担保住宅借換ローン * リフォームローン・ワイド・プレミアムなど	金利選択型住宅ローン、借換住宅ローン、リフォームローン、親子リレーローン、がん保険特約付住宅ローン等の各種商品により、お客様のさまざまな住宅資金ニーズにお応えします。
教育ローン	* 奨学ローンプレミアム * 教育ローン極度型チャンス * 教育ローンカードローン型チャンスⅡ など	大学、短大・専門学校等の学費資金としてご利用いただけます。この他、(株)日本政策金融公庫による教育ローン、銚子市在住の方が対象の学費資金「銚子市育英資金」等もお取り扱いしております。
災害緊急融資	東日本大震災による被災者のみなさまへ、災害緊急融資として事業資金の他、住宅ローン、リフォームローン、カーローン、また千葉県制度資金、千葉県信用保証協会保証付融資のお取り扱いをしております。	

地域を応援する取り組み（中小企業の経営改善のための取り組み）

中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は、地元中小企業をはじめ、地域のお客様のさまざまな資金ニーズにお応えすること、また身近な頼れる相談相手としてお客様の悩みを共に考え、共に問題の解決に努めていくことが最も重要な役割の一つであると位置付けており、信用組合の特性を活かした営業活動のもと、お客様の状況をきめ細かく把握し、他金融機関・外部機関等と十分な連携・協力をし、円滑な資金供給や貸付けの条件変更等に努めております。

また、当組合は資金供給者としての役割にとどまらず、お客様への経営相談等のコンサルティング機能の発揮を通じ、地域の中小企業のお客様の経営改善・再生支援等に向けた取り組みを最大限支援してまいります。これら中小企業のお客様への支援等のもと、地域経済の活性化に積極的に貢献するよう努めてまいります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業をはじめとした地域のお客様のさまざまな資金ニーズにお応えするため、以下のとおり態勢整備に努めております。

経営支援・再生支援態勢の強化

- 本部・営業店が連携し、再生支援先であるお客様と協力のうえ経営改善計画書を作成し、再生支援・経営改善支援に取り組んでおります。
- 平成26年3月融資部支援課を創設し、経営改善計画書の策定支援及び経営改善進捗状況のモニタリング等の強化に取り組むとともに、外部専門家や外部機関との連携をさらに強化し、お客様の経営改善支援に努めております。
- 経営革新等支援機関として、各種補助金や各支援機関・相談窓口等についてお客様へ情報提供するとともに、補助金申請に対し、事業計画策定支援等を行い、経営支援等に取り組んでおります。

外部専門家・外部機関との連携

- TKC千葉会と経営改善計画策定支援及びセミナー・相談会の共催、当組合職員研修等実施について覚書を締結し、お客様の事業再生・経営改善支援に向けた連携を図っております。さらにTKC会員税理士と顧問契約を締結し、相談業務の強化によりお客様の支援に取り組んでおります。
- あおぞら銀行とアドバイザー業務について提携し、お客様の再生支援・経営改善支援、経営改善計画検証、地域産業の連携を強化するファイナンスの仕組構築や人材育成等について取り組んでおります。
- 日本政策金融公庫と農業分野や再生可能エネルギー関連分野等において、情報提供等の連携を行っております。
- 日本貿易振興機構（JETRO）と連携し、海外展開等について、お客様への情報提供を行っております。
- 中小企業再生支援協議会、中小企業支援ネットワーク、千葉県信用保証協会、産業復興相談センター、(株)東日本大震災事業者再生支援機構等と連携し、お客様の事業再生・経営改善に取り組んでおります。
- 国土交通省及び環境不動産普及機構、建設業振興基金とパートナー協定を締結し、地域における不動産再生の促進や建設企業の経営革新等推進に向け、情報提供・相談業務の実施により、お客様の事業再生等に取り組んでおります。

職員の育成

融資業務における「目利き能力」等お客様の経営改善支援のための融資能力のレベルアップを目指し、各種研修会への参加や組合内研修を実施しております。

- 業務提携先のあおぞら銀行より講師を招き、お客様の状況に応じた経営相談業務について研修会を実施致しました。
- 上部団体が主催する中小企業再生支援に向けた研修会に職員を派遣し、その後、受講した職員を講師とした内部研修会を実施致しました。
- 融資に関する法務知識向上を目指し、弁護士を講師とした融資法務研修会を定期的に実施しております。
- 営業系の融資能力等のレベルアップを目指し、勤続年数による研修コースを設定し、レベルに合わせた研修を継続的に実施しております。



中小企業の経営支援に関する取組状況

創業・新規事業開拓の支援

地域経済の活性化に向けて、新たな事業者の創生や新事業の発生及びお取引先企業の事業展開へ資するため資金供給等を通じ、創業・新事業支援に取り組んでおります。

成長分野向け融資	医療・介護事業分野向け融資	25年度取扱い	11件	1,736百万円
	再生可能エネルギー関連事業分野向け融資		27件	777百万円
県制度資金中小企業振興融資	農業分野6次化産業向け融資	2件	350百万円	
	創業資金・挑戦資金	4件	122百万円	

成長段階における支援

事業拡大のための資金需要に対応しております。事業価値を見極める融資手法として、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資を推進するとともに、お客様への情報提供等を通じたビジネスマッチングにも取り組んでおります。

事業性融資	無担保・第三者保証不要の小口事業性融資「NEWエール」	25年度取扱い	145件	477百万円
	農業者向け譲渡担保融資（ABL）、キャッシュフロー融資「肉用牛ABL」「豚キャッシュフロー融資」		12件	72百万円
千葉県信用保証協会提携商品	TKCと連携した無担保・第三者保証不要融資 財務内容によって金利優遇「TKC経営者ローン」	8件	142百万円	
	農業者向け無担保融資「新型農業者ローン」	2件	4百万円	
日本政策金融公庫提携商品	財務内容に基づくスピード審査、第三者保証不要融資「ダッシュ5,000」「スパート3,000」「アクティブ1,000」	35件	433百万円	
	財務内容に基づく審査、担保・第三者保証不要の農業者向け融資 証券化商品「栄農サポート」	1件	15百万円	

担保に依存しない豚キャッシュフロー融資の商品開発

家畜飼料高騰や豚価低下により資金繰りの安定を図る必要があった地元養豚農家より、無担保・無保証融資への取り組みが要望されました。しかしながら、養豚農家の在庫管理状況の詳細な把握は決算書等では難しく、当組合は地元食肉公社と連携し、新たに養豚農家への商品開発を行うことと致しました。検討の結果、養豚農家が取り組み易いように豚販売代金から一定額を返済原資としてプールするキャッシュフロー融資を取り扱うことと致しました。

ビジネスマッチングに向けた取り組み

- 海外への加工食品の販路拡大等を計画するお客様へ、日本貿易振興機構（JETRO）と連携し、現地情報等を提供し、海外進出を支援致しました。
- ビジネス交流会（食の商談会）にお客様をご案内（平成25年7月）し、ビジネスマッチングの場をご提供致しました。

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

本部・営業店が連携し、再生支援先であるお客様と協力のうえ「経営改善計画書」を作成し「再生支援」「経営改善支援」を実施しているほか、必要に応じて千葉県中小企業再生支援協議会等の外部機関を利用し、取り組んでおります。

- TKC会員税理士と顧問契約を締結し、お客様の事業再生・経営改善に向けた支援を実施致しました。
- 営業店と一体となり改善支援指導を実施し、経営改善計画書を113先作成し経営改善に取り組みました。また再生支援先以外の条件変更先についても簡易的な計画書提出を求めた上、検証を行うこととし、小規模・零細企業に対しても経営改善に向けた取引先支援に取り組んでおります。計画書に基づき、定期的な訪問や当組合職員との面談を通じモニタリングを行い、経営状況の把握や経営支援に努めております。
- 中小企業支援ネットワークを活用致しました。（1件）
- 中小企業再生支援協議会を活用致しました。（2件）
- 経営革新等支援機関として、お客様の「ものづくり補助金」の申請にかかる事業計画策定支援等を行い、2社の申請が採択されました。
- TKC千葉会と連携し、お取引先の次世代経営者を対象に「後継者塾」を開催致しました。税務・財務や経営計画策定等について講義を行い、事業承継に向けた支援に取り組みました。今後も継続的な開催を予定しております。



地域を応援する取り組み（地域の活性化に向けた取り組み・地域とのふれあい）

銚子商工は地域社会の一員として、地域のみなさまのお役にたてるようさまざまな活動をおこな

ております。

地域の活性化に向けて

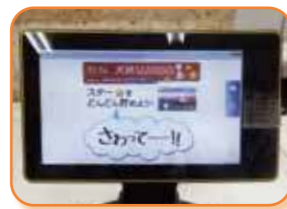
● 地域経済活性化セミナーの開催

当組合、日本政策金融公庫、銚子商工会議所、TKC千葉会が連携し、平成26年3月「地域経済活性化セミナー」を開催致しました。日本貿易振興機構（JETRO）理事長 石毛博行氏を講師としてお招きし、海外展開を通じた地域経済活性化について講演を行っていただきました。講演後は交流会を実施し、地域経済についての意見交換を行いました。



● 寄付端末の設置

銚子市内5店舗に寄付端末「こちよっぴー」を設置しました。「こちよっぴー」は地元 NPO 法人が運営する情報端末です。この端末により地域情報、加盟店情報等の閲覧、また地域通貨による市民活動への寄付等を行うことができます。



● 「銚子半島ハーフマラソン」への協力

平成 25 年 11 月 3 日に開催された銚子半島ハーフマラソンへ当組合職員がスタッフとして参加し、大会運営に協力しました。



● 産学連携への取り組み

一般社団法人 全国信用組合中央協会は、地域社会と中小企業の発展、人材育成を目指し、全国の諸大学と連携し地域金融・経済等に関する講義を実施しております。

当組合においても平成 25 年12月千葉商科大学にて「地域社会と信用組合の実践」について伊東理事長が講義を行いました。



● 顔出し看板の設置



銚子中心市街地活性化研究会による顔出し看板事業に協賛し、当組合本店ロビーに銚子市を PR するための顔出し看板を設置しています。「顔出し看板で町おこし」を応援しています。

● 「子育て応援!チーパス事業」への協賛

当組合は、千葉県の「子育て応援!チーパス事業」(※)に協賛しております。「チーパス」をお持ちのお客様に、マイカーローン、奨学ローン、リフォームローンの金利を優遇致します。



(※) 社会全体で子育て家庭を応援する機運を醸成するため、県内の子育て家庭を協賛事業者が支援する制度です。

金融犯罪対策への取り組み

金融犯罪よりお客様とお客様の大切な財産をお守りするため、当組合は、さまざまな取り組みを行っております。

今後も地元警察署をはじめとする関係機関と連携した防犯対策に取り組み、お客様に安心してご来店いただけるよう努めてまいります。



● 「振り込め詐欺未然防止のための声掛け訓練」への参加



● 「振り込め詐欺撲滅キャンペーン」に当組合女子職員が1日警察官として参加



● 当組合本店にて地元警察署及び関係機関と連携し「振り込め詐欺未然防止のための声掛け訓練」を実施



● 振り込め詐欺被害を未然に防ぎ、地元警察署より表彰（写真は佐原支店）

60周年記念事業

● 東京宝塚「ベルサイユのばら」公演と隅田川クルーズの旅 実施

東京宝塚「ベルサイユのばら」公演と隅田川クルーズの旅を平成 25 年6月～7月に実施し、700 名という多くのお客様にご参加頂きました。隅田川クルーズや「ベルサイユのばら」公演の素晴らしい歌や踊り、またホテルインターコンチネンタル東京ベイでの美味しいバイキングディナーをお楽しみ頂きました。



● 創立60周年記念 懸賞金付定期預金の発売

当組合創立60周年を記念して、懸賞金付定期預金を平成 25 年 4 月～8月に発売致しました。平成 25 年10月5日創立 60 周年記念感謝の集いにて抽選会が行われ、200 名という多くの方に懸賞金が当選致しました。



● 保安林再生に向けた植樹

旭市飯岡海岸における保安林再生のための植樹を平成 25 年 4 月に行ないました。この事業は、東日本大震災の際、被災した当組合飯岡支店が地域の皆様の多大なご支援により、早期復旧を実現したことから、当地区の復旧・復興のお手伝いができればとの思いより、黒松 1,100 本の植樹を実施致しました。



地域の皆様とともに

● 地域行事への参加

地域の祭りをはじめとした多くの地域行事に参加し、みなさまとのふれあいの輪を広げております。



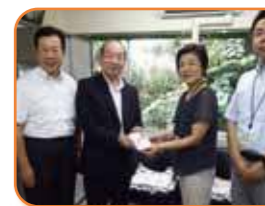
● 地域清掃活動の実施

当組合は清掃活動「クリーンロード作戦」を毎年実施しています。25回目となる本活動は、平成25年9月に実施され、全役職員参加のもと清掃活動を行い、街の美化に努めました。

● 社会福祉活動の応援

「しくみピーターパンカード」は、ショッピングの利用額の一部を信用組合業界が選定したチャリティ関連団体に寄付し、子供たちの育成を支援するカードです。当組合は平成 25 年 9 月、銚子市立わかば学園へピーターパンカード寄付金を贈呈致しました。

また毎年全役職員からチャリティー基金を募り、歳末たすけあい募金として近隣市町への寄付を行っております。その他献血活動にも積極的に参加しております。



● 銚子商工ふれ愛倶楽部

「銚子商工ふれ愛倶楽部」は、当組合で年金をお受け取りになられている方が会員となっている倶楽部で、平成 7 年に設立され、現在会員数 16,958 名（平成 26 年 2 月現在）となっております。会員の方へ、お誕生日のプレゼントやお楽しみ「旅行会」のご案内などを行っております。

平成 25 年度は、ふれ愛旅行「紅葉のわたらせ『トロッコ列車』と伊香保『湯めぐり』の旅」を実施、約 700 名という多くのお客様にご参加頂きました。



● 銚子商工の情報発信／お客様の声にお応えして

当組合は情報発信として信用組合情報誌「ボン・ビバーン」の配布や、商品や店舗、イベント等のご案内を当組合ホームページ上で行っております。

また、お客様の相談・苦情等にお応えするために本部・営業店に相談窓口を設置し、情報の一元管理をし、報告処理体制を確立しております。さらに組合内にコンプライアンス委員会を設置するとともに、各部店にコンプライアンス担当者を配置、コンプライアンス体制の充実を図っております。



主要な事業の内容

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

A. 預金業務

(イ) 預金

当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸付

手形貸付、証明貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 有価証券の貸付業務

(ハ) 国債等の引受け及び引受国債等の募集の取扱業務

(ニ) 代理業務

(a) 株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(c) 日本銀行の歳入復代理店業務

(ホ) 代理業務（業務の媒介を含む）

(a) 全国信用協同組合連合会

(b) 株式会社商工組合中央金庫

(ヘ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ト) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(チ) 保護預り及び貸金庫業務

(リ) 振替業

(ヌ) 両替

(ル) 保険商品の窓販業務

(ヲ) 証券投資信託の窓販業務

(ワ) 電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録に係る業務

その他業務

主な手数料一覧表

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

為替関連手数料

種 類	他行宛	当組合宛				
		本支店	同一店			
窓口利用	電信扱 (注1)	5万円未満	1件につき	648円	324円	無 料
		5万円以上	1件につき	864円	540円	無 料
	文書扱	5万円未満	1件につき	540円	—	—
		5万円以上	1件につき	756円	—	—
総合振込	5万円未満	1件につき	540円	216円	無 料	
	5万円以上	1件につき	756円	432円	無 料	
ATM利用	5万円未満	1件につき	432円	108円	無 料	
	5万円以上	1件につき	648円	324円	無 料	
定額自動送金	5万円未満	1件につき	432円	108円	108円	
	5万円以上	1件につき	648円	324円	108円	
インターネットバンキング (ホームバンキング)	5万円未満	1件につき	216円	108円	無 料	
	5万円以上	1件につき	432円	216円	無 料	

(注1) 視覚障害者の方の窓口電信扱手数料は、ATM利用と同額となります。

送金手数料	当組合本支店宛		他 行 宛
	1件につき	432円	

支払場所		手数料	
お取引店および当組合本支店のもの	1通につき	216円	
東京手形交換所区域内のもの	1通につき	216円	
上記以外の個別取立	1通につき	普通扱	648円
		至急扱	864円

代金取立手数料	送金、振込の組戻料	1件につき	648円
	取立手形組戻料	1通につき	648円
	取立手形店頭呈示料 但し、648円を超える実費を要する場合はその実費を申し受けます。	1通につき	648円
	不渡手形返却料	1通につき	648円
	依頼返却手数料	1通につき	648円
	異議申立預託手続手数料	1件につき	3,240円

当座預金関連手数料

当座預金小切手帳	1冊(50枚綴)	648円
約束手形・為替手形帳	1冊(25枚綴)	540円
マル専手形	口座開設料1口座	3,240円
	1枚につき	540円
自己宛小切手	1枚につき	540円

再発行手数料

証書・通帳	1冊につき(紛失・盗難・汚損のみ)	540円
カード(キャッシュカード・ローンカード)	1枚につき(紛失・盗難・汚損のみ)	1,080円
貸金庫の鍵	1個につき	12,000円~15,000円
夜間金庫の鍵	1個につき	2,700円
夜間金庫のバッグ	1個につき	4,320円

ATMご利用手数料

当組合カードご利用	平日	無 料	
	土曜日	無 料	
	日曜日・祝日	108円	
他行カード・ゆうちょ銀行キャッシュカードご利用	平日	8:00~18:00	108円
		18:00以降	216円
		8:00~8:45 (ゆうちょ銀行キャッシュカードのみ)	216円
	土曜日	9:00~14:00	108円
		14:00以降	216円
		日曜日・祝日	216円

融資関連手数料

一般融資 不動産担保 事務手数料	担保設定額3,000万円超	43,200円	
	担保設定額3,000万円以下	32,400円	
	担保物件数が5筆(棟)を超え25筆(棟)までは1筆(棟)増す毎に1,080円を加算します。 また、25筆(棟)を超える場合は25筆(棟)とします。		
	上記に加え ①共同担保で登記所が異なる場合 ②遠隔地(当組合営業区域外)調査 ①②で旅費、交通費が必要な場合は、実費を加算させていただきます。		
	追加担保または極度額変更	1回につき 10,800円	
	担保物件の一部抹消	1回につき 10,800円	
	根抵当権の抹消	1件につき 5,400円	
	割引手形信用照会事務	1銘柄につき 1,080円	
	条件変更手数料(返済額の変更等)	1件につき 3,240円	
	支払利息証明書	1通につき 324円	
融資承諾証明書(融資見込額×0.01%)	3,240~10,800円		
住宅ローン 関連事務手数料	住宅ローン不動産担保事務手数料(短フラ連動型一般住宅資金)	32,400円	
	全国保証(保証付)住宅ローン事務取扱手数料	75,600円	
	条件変更手数料	特約固定金利選択	1回につき 5,400円
		その他の条件変更	1件につき 3,240円
証書貸付繰り上げ返済手数料 (住宅ローンのみ)	返済額(万円単位)×0.324% 但し、最低金額3,240円、上限金額32,400円とさせていただきます。		

両替(円貨)手数料

(お取扱1件あたり)

両替枚数	1~100枚	101~300枚	301~500枚	501~1,000枚	1,001枚以上
手数料	無料	108円	216円	324円	1,000枚毎に324円を加算

●同一金種への交換(新券への交換、汚損した現金の交換、記念硬貨の交換)および両替機での両替(両替機設置店舗のみ)は無料とさせていただきます。
●両替枚数は、お客様がご持参された紙幣・硬貨の合計枚数と「お持ち帰りになる紙幣・硬貨の合計枚数」のいずれか多い方の枚数となります。
また、ご預金のお預けまたはお引き出しの際、硬貨の枚数に応じて両替手数料と同額の手数をいただく場合があります。

インターネットバンキング基本手数料

インターネットバンキングサービス	基本手数料(月額)	108円
ビジネスネットバンキングサービス	基本手数料(月額)	1,080円
	照会振込振替サービス 上記サービスに加えファイル伝送サービス(注2)をご利用の場合	3,240円

ホームバンキング(テレアシスト・FAX)基本手数料も上記料金に含まれます。
(注2) ファイル伝送サービスをご利用の場合、給与振込・貸付振込の振込手数料は無料となります。

その他の各種手数料

残高証明書発行手数料	継続発行	1通につき	324円
	随時発行	1通につき	540円
取引履歴発行手数料	基本(10枚まで)		324円
	10枚を超える分1枚につき		21円
個人情報開示請求手数料	基本項目について1通		1,080円
夜間金庫使用料	基本手数料(月額)		2,160円
	専用入金帳1冊(50枚)につき		3,240円
貸金庫	1庫につき年間 (本店・飯岡支店)		7,776円~ 19,440円
国債口座管理手数料	1口座につき		無 料
保護預り	1件につき 年間		2,592円
株式払込手数料	5千万円未満	払込金額の3/1000+消費税	
	5千万円以上	払込金額の2/1000+消費税	
税金・公共料金等納付取次手数料	当組合が取扱店でないもの	1件につき	432円

※手数料は、消費税を含んだ金額を表示してあります。
くわしくは窓口または営業担当者までお問い合わせください。



事業の組織

店舗一覧

平成26年4月1日現在

店名	郵便番号	住所	電話	ATM	稼働時間
本店	288-0043	千葉県銚子市東芝町1-15	0479-22-5300	3台	●
新生支店	288-0056	千葉県銚子市新生町1-45-23	0479-22-4333	1台	▲
清水支店	288-0066	千葉県銚子市和田町7-8	0479-22-3737	2台	●
川口支店	288-0002	千葉県銚子市明神町2-309-5	0479-22-3710	1台	▲
愛宕支店	288-0007	千葉県銚子市愛宕町3520-6	0479-22-4111	1台	●
三崎支店	288-0815	千葉県銚子市三崎町1-156-4	0479-25-5700	1台	●
松岸支店	288-0836	千葉県銚子市松岸町3-273-1	0479-22-8822	2台	●
椎柴支店	288-0863	千葉県銚子市野尻町68-1	0479-33-1211	1台	●
東庄支店	289-0601	千葉県香取郡東庄町笹川14713-74	0478-86-1123	1台	▲
小見川支店	289-0313	千葉県香取市小見川799-2	0478-82-2171	2台	●
佐原支店	287-0003	千葉県香取市佐原1540	0478-52-5167	2台	●
飯岡支店	289-2712	千葉県旭市横根1280-1	0479-57-5500	1台	●
海上支店	289-2613	千葉県旭市後草2022-8	0479-55-5757	2台	●
旭支店	289-2516	千葉県旭市口1443	0479-62-3171	2台	●
千漣支店	289-2102	千葉県匝瑳市椿1268-142	0479-73-3955	1台	●
横芝支店	289-1732	千葉県山武郡横芝光町横芝2138-1	0479-82-2221	1台	●
東金支店	283-0802	千葉県東金市東金1059	0475-54-0123	1台	●
九十九里支店	283-0104	千葉県山武郡九十九里町片貝6685	0475-76-5561	1台	●
八街支店	289-1115	千葉県八街市八街ほ240-31	043-443-3011	1台	▲
富里支店	286-0221	千葉県富里市七栄298-6	0476-93-2241	1台	▲
柏支店	277-0005	千葉県柏市柏3-4-14	04-7164-3955	1台	▲
松戸支店	271-0077	千葉県松戸市根本11-4	047-367-2115	1台	▲

店舗外ATM店

市役所 平日 9:00~17:00

●印店舗のATM稼働時間

平日 8:00~21:00 土曜日 8:30~17:00

日・祝日 9:00~17:00

▲印店舗のATM稼働時間

平日 8:00~19:00 土曜日 8:30~17:00

地区一覧

平成26年6月26日現在

千葉県

銚子市 山武市 我孫子市 野田市 富里市
 旭市 東金市 柏市 八街市 香取郡
 香取市 大網白里市 松戸市 印西市 山武郡
 匝瑳市 成田市 流山市 白井市 印旛郡

千葉市の一部

(緑区土気町、大椎町、大木戸町、小山町、越智町、高津戸町、
 大高町、上大和田町、小食土町、板倉町、下大和田町、
 あすみが丘1丁目~9丁目、あすみが丘東1丁目~5丁目)

茨城県

潮来市 神栖市

稲敷市の一部

(余津谷、清久島、橋向、押砂、曲淵、四ッ谷、六角、結佐、
 佐原組新田、手賀組新田、八千石、神崎新宿、野間谷原、
 神崎本宿、阿波崎新田、下須田新田、今、伊佐部、阿波崎、
 下須田、釜井、上須田、飯島、上之島、西代、八筋川、境島、
 大島、三島、本新、石納、佐原下手、脇川、中島、幸田、市崎、
 福田、東大沼、町田、清水、新橋、佐原、光葉)



資料編

経理・経営内容	20
資金調達	26
資金運用	26
その他業務	28
経営内容（自己資本の充実の状況等）	30

(注) 各計数は表示単位未満を切り捨てて表示しておりますので、合計が一致しない場合があります。

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～47年
その他	5年～8年
 - 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,422百万円であります。但し分類額がIV分類で500万円以上の債権について限定しております。
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 役員賞与引当金は役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務費用	その発生年度の職員の平均残存期間内の一定年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- また、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- 制度全体の積立状況に関する事項（平成25年3月31日現在）

年金資産の額	320,555百万円
年金財政計算上の給付債務の額	321,338百万円
差引額	△782百万円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

1. 578%

 - 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高31,358百万円及び別途積立金30,576百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、特別掛金76百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
 - 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に止して発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
 - 貸出金のうち、破綻先債権額は123百万円、延滞債権額は5,050百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
 - 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は11百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
 - 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,462百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
 - 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,647百万円であります。

なお、13.から16.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 - 有形固定資産の減価償却累計額 3,631百万円
 - 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 250百万円
 - 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付代替手形の額面金額は、1,026百万円であります。
 - 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	4,100百万円
	預金	83百万円
	借入金	2,500百万円

上記のほか、全信組連への為替取引等のために、預け金6,244百万円を担保提供しております。また、その他の資産のうち保証金は300百万円であります。
- 出資1口当たりの純資産額 11,976円96銭
 - 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されており、また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理

当組合は、融資審査規程、管理債権審査規程及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会、企業再生支援委員会や常勤役員会を開催し、審議・報告を行っております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理

当組合は、金利リスク管理に関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続等を明記し、運用方針に基づき、ALM委員会や常勤役員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には資金経理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しております。
 - 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会における協議に基づき、常勤役員会の監督の下、行われております。また市場運用商品の購入を行っており、信用情報や時価の把握等、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は資金経理部を通じ、ALM委員会、常勤役員会において定期的に報告されております。
 - 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

- 対象の変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた経済価値は、1,161百万円減少するものと把握しております。

また、有価証券のうち債券については、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合の時価との変動額を管理しており、当事業年度末現在、428百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がおります。
- 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達/バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
- 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	64,523	64,988	465
(2) 有価証券	72,045	72,169	123
満期保有目的の債券	10,701	10,825	123
その他有価証券	61,344	61,344	-
(3) 貸出金(*1)	106,724		
貸倒引当金(*2)	△1,738		
	104,986	106,129	1,143
金融資産計	241,555	243,288	1,732
(1) 預金積金(*1)	237,381	237,519	△137
(2) 借入金	2,500	2,500	-
金融負債計	239,881	240,019	△137

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

- 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
- その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	172	168	4
債券	43,566	43,255	311
国債	16,079	16,041	38
地方債	4,447	4,398	49
社債	23,039	22,815	223
その他	4,731	4,614	117
小計	48,471	48,038	433

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	349	382	△33
債券	11,514	11,578	△63
国債	4,658	4,666	△8
地方債	3,345	3,354	△9
社債	3,511	3,556	△45
その他	1,008	1,031	△23
小計	12,872	12,992	△119

合計 61,344 61,031 313

- を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金・定期積金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた価額を時価とみなしております。なお、預入期間が短期間の場合は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
 - 借入金

借入金については、残存期間が短期間なため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。 (単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	129
組合出資金(*1)	861
合計	990

(*1) 組合出資金（全信組連出資金等）のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。
 - 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下28.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	500	518	18
地方債	3,999	4,067	68
社債	4,099	4,151	51
その他	702	716	13
小計	9,301	9,453	152

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	399	399	△0
その他	1,000	972	△27
小計	1,399	1,371	△28

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。
- 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
- その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	172	168	4
債券	43,566	43,255	311
国債	16,079	16,041	38
地方債	4,447	4,398	49
社債	23,039	22,815	223
その他	4,731	4,614	117
小計	48,471	48,038	433

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	349	382	△33
債券	11,514	11,578	△63
国債	4,658	4,666	△8
地方債	3,345	3,354	△9
社債	3,511	3,556	△45
その他	1,008	1,031	△23
小計	12,872	12,992	△119

合計 61,344 61,031 313

経理・経営内容

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。
- ア. 評価損率 50% 以上の銘柄は全銘柄
 イ. 評価損率 30% 以上 50% 未満の銘柄は
 ・債券については、外部の格付機関による長期格付がBB以下まで格下げされた場合
 ・株式については、債券同様に外部の格付機関による長期格付がBB以下となった場合、または3期連続赤字計上された場合
 ・過去1年間を通じ、時価が取得原価の70%未満となっている場合
25. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
26. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。
- | | | |
|-----------|--------|-------|
| 売却額 | 売却益 | 売却損 |
| 30,686百万円 | 549百万円 | 18百万円 |
27. 当期中に満期保有目的の債券の保有目的は変更致しておりません。
28. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	5,816	21,235	32,505	4,522
国債	-	8,516	11,076	1,645
地方債	-	1,355	9,933	503
社債	5,816	11,363	11,495	2,374
その他	-	1,625	3,773	1,000
合計	5,816	22,861	36,279	5,523

29. 金銭の信託の保有はありません。
30. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）および消費寄託契約により貸し付けられている有価証券はありません。
31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、42,551百万円であり、これには総合口座の当座貸越限度額未実行残高も含まれております。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが42,539百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
32. 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,277百万円
税務上の繰越欠損金	50
退職給付引当金損金算入限度額超過額	90
減価償却費損金算入限度額超過額	42
賞与引当金損金算入限度額超過額	40
固定資産の減損損失	21
その他	72
繰延税金資産小計	1,594
評価性引当額	△856
繰延税金資産合計	738
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	86
繰延税金負債合計	86
繰延税金資産の純額	651

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の29.39%から27.61%となります。この税率変更により、繰延税金資産は12百万円減少し、法人税等調整額は12百万円増加しております。

法定監査の状況

当信用組合は協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「新日本有限責任監査法人」の監査を受けております。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第61期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成26年6月27日
 銚子商工信用組合
 理事長 伊東輝佑



粗利益 (単位：千円)

科目	平成24年度	平成25年度
資金運用収益	3,691,392	3,608,955
資金調達費用	132,066	118,834
資金運用収支	3,559,326	3,490,120
役員取引等収益	193,032	193,295
役員取引等費用	221,243	219,842
役員取引等収支	△28,211	△26,547
その他業務収益	595,565	496,715
その他業務費用	438,854	18,490
その他業務収支	156,711	478,225
業務粗利益	3,687,826	3,941,799
業務粗利益率	1.53%	1.60%

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(24年度0千円、25年度0千円)を控除して表示しております。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

業務純益 (単位：千円)

項目	平成24年度	平成25年度
業務純益	819,313	950,783

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高百万円	利息千円	利回り%
資金運用勘定	24年度	239,803	3,691,392	1.53
	25年度	244,842	3,608,955	1.47
うち貸出金	24年度	103,772	2,609,427	2.51
	25年度	104,425	2,565,429	2.45
うち預け金	24年度	67,971	342,013	0.50
	25年度	64,884	303,450	0.46
うち有価証券	24年度	67,173	704,536	1.04
	25年度	74,653	704,943	0.94
資金調達勘定	24年度	236,339	132,066	0.05
	25年度	241,163	118,834	0.04
うち預金積金	24年度	234,268	130,004	0.05
	25年度	238,661	116,334	0.04
うち譲渡性預金	24年度	-	-	-
	25年度	-	-	-
うち借入金	24年度	2,068	2,061	0.09
	25年度	2,500	2,500	0.10

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(24年度408百万円、25年度457百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(24年度0百万円、25年度0百万円)及び利息(24年度0千円、25年度0千円)を、それぞれ控除して表示しております。

受取利息及び支払利息の増減 (単位：千円)

項目	平成24年度	平成25年度
受取利息の増減	△57,387	△82,437
支払利息の増減	△13,292	△13,232

総資産利益率 (単位：%)

区分	平成24年度	平成25年度
総資産経常利益率	0.12	0.25
総資産当期純利益率	0.12	0.16

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等 (単位：%)

区分	平成24年度	平成25年度
資金運用利回(a)	1.53	1.47
資金調達原価率(b)	1.28	1.27
資金利鞘(a-b)	0.25	0.20

役員取引の状況 (単位：千円)

科目	平成24年度	平成25年度
役員取引等収益	193,032	193,295
受入為替手数料	81,343	82,430
その他の受入手数料	111,689	110,865
その他の役員取引等収益	-	-
役員取引等費用	221,243	219,842
支払為替手数料	40,602	41,934
その他の支払手数料	5,395	5,484
その他の役員取引等費用	175,245	172,423

経費の内訳 (単位：千円)

項目	平成24年度	平成25年度
人件費	1,913,042	1,939,723
報酬給料手当	1,565,029	1,574,693
退職給付費用	125,711	141,406
その他	222,302	223,623
物件費	972,916	1,008,994
事務費	338,608	352,196
固定資産費	169,424	178,731
事業費	87,556	107,388
人事厚生費	28,192	34,917
減価償却費	191,915	174,232
その他	157,219	161,527
税金	39,813	39,700
経費合計	2,925,773	2,988,418

その他業務収益の内訳 (単位：百万円)

項目	平成24年度	平成25年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	576	477
国債等債券償還益	-	-
金融派生商品収益	-	-
その他の業務収益	19	19
その他業務収益合計	595	496

預貸率及び預証率 (単位：%)

区分	平成24年度末	平成25年度末	
預貸率	(期末)	45.00	44.95
	(期中平均)	44.29	43.75
預証率	(期末)	28.35	30.40
	(期中平均)	28.67	31.27

$$(注) 1. \text{預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

$$2. \text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

1店舗当りの預金及び貸出金残高 (単位：百万円)

区分	平成24年度末	平成25年度末
1店舗当りの預金残高	10,602	10,790
1店舗当りの貸出金残高	4,771	4,851

職員1人当りの預金及び貸出金残高 (単位：百万円)

区分	平成24年度末	平成25年度末
職員1人当りの預金残高	824	844
職員1人当りの貸出金残高	370	379

資金調達

預金種目別平均残高 (単位:百万円、%)

種 目	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	74,771	31.91	77,088	32.30
定期性預金	159,496	68.08	161,573	67.69
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	234,268	100.00	238,661	100.00

財形貯蓄残高 (単位:百万円)

項 目	平成24年度末	平成25年度末
財形貯蓄残高	81	80

定期預金種類別残高 (単位:百万円)

区 分	平成24年度末	平成25年度末
固定金利定期預金	148,856	151,154
変動金利定期預金	96	85
その他の定期預金	2	35
合 計	148,955	151,275

預金者別預金残高 (単位:百万円、%)

区 分	平成24年度末		平成25年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	206,828	88.66	209,564	88.28
法 人	26,432	11.33	27,817	11.71
一般法人	24,137	10.34	25,559	10.76
金融機関	685	0.29	314	0.13
公 金	1,610	0.69	1,943	0.81
合 計	233,260	100.00	237,381	100.00

資金運用

貸出金種類別平均残高 (単位:百万円、%)

科 目	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	698	0.67	767	0.73
手形貸付	10,804	10.41	10,660	10.20
証書貸付	89,941	86.67	90,752	86.90
当座貸越	2,328	2.24	2,243	2.14
合 計	103,772	100.00	104,425	100.00

貸出金使途別残高 (単位:百万円、%)

区 分	平成24年度末		平成25年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	52,534	50.04	53,642	50.26
設備資金	52,432	49.95	53,081	49.73
合 計	104,967	100.00	106,724	100.00

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 (単位:百万円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額	
			金 額	構成比
当組合預金積金	平成24年度末	1,846	1.75	42
	平成25年度末	1,897	1.77	38
有 価 証 券	平成24年度末	40	0.03	—
	平成25年度末	48	0.04	—
動 産	平成24年度末	10	0.00	—
	平成25年度末	47	0.04	—
不 動 産	平成24年度末	45,492	43.33	—
	平成25年度末	45,535	42.66	—
そ の 他	平成24年度末	—	—	—
	平成25年度末	—	—	—
小 計	平成24年度末	47,389	45.14	42
	平成25年度末	47,528	44.53	38
信用保証協会・信用保険	平成24年度末	30,846	29.38	—
	平成25年度末	30,599	28.67	—
保 証	平成24年度末	10,403	9.91	70
	平成25年度末	11,602	10.87	69
信 用	平成24年度末	16,328	15.55	—
	平成25年度末	16,993	15.92	—
合 計	平成24年度末	104,967	100.00	113
	平成25年度末	106,724	100.00	108

貸出金利区分別残高 (単位:百万円)

区 分	平成24年度末	平成25年度末
固定金利貸出	36,816	38,177
変動金利貸出	68,151	68,546
合 計	104,967	106,724

貸出金業種別残高・構成比 (単位:百万円、%)

業 種 別	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	10,443	9.9	12,279	11.5
農 業、林 業	2,397	2.3	2,873	2.7
漁 業	500	0.5	336	0.3
鉱業、採石業、砂利採取業	56	0.1	44	0.0
建 設 業	7,914	7.5	8,244	7.7
電気、ガス、熱供給、水道業	123	0.1	161	0.2
情報通信業	218	0.2	209	0.2
運輸業、郵便業	3,403	3.2	3,200	3.0
卸売業、小売業	12,264	11.7	10,196	9.6
金融業、保険業	4,484	4.3	5,295	5.0
不動産業	9,328	8.9	11,358	10.6
物品賃貸業	258	0.2	261	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	462	0.4	392	0.4
宿 泊 業	1,670	1.6	1,576	1.5
飲 食 業	1,822	1.7	1,630	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	1,258	1.2	1,095	1.0
教育、学習支援業	35	0.0	30	0.0
医療、福祉	881	0.8	841	0.8
その他のサービス	5,800	5.5	5,955	5.6
その他の産業	537	0.5	641	0.6
小 計	63,862	60.8	66,626	62.4
地方公共団体	8,748	8.3	8,809	8.3
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人(住宅消費・納税資金等)	32,357	30.8	31,288	29.3
合 計	104,967	100.00	106,724	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

資金運用

リスク管理債権及び同債権に対する保全額 (単位:百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)
	平成25年度	123	87	36	100.00
延滞債権	平成24年度	5,532	3,650	1,388	91.08
	平成25年度	5,050	3,253	1,371	91.57
3か月以上延滞債権	平成24年度	41	35	5	100.00
	平成25年度	11	5	1	59.23
貸出条件緩和債権	平成24年度	897	327	116	49.55
	平成25年度	1,462	500	175	46.25
合 計	平成24年度	7,237	4,466	1,825	86.93
	平成25年度	6,647	3,846	1,584	81.70

(注)1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ、会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ、民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ、破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、ニ、会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
 2.「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
 3.「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。
 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.~3.を除く)です。
 5.「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
 6.「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
 7.「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
 8.これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 (単位:百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当引当率 (C)/(A-B)
	平成25年度	2,164	1,530	634	2,164	100.00	100.00
危 険 債 権	平成24年度	3,413	2,042	814	2,856	83.68	59.37
	平成25年度	3,064	1,813	773	2,587	84.42	61.84
要 管 理 債 権	平成24年度	938	365	122	488	52.02	21.34
	平成25年度	1,473	506	177	683	46.35	18.30
不 良 債 権 計	平成24年度	7,302	4,470	1,825	6,295	86.20	64.44
	平成25年度	6,703	3,850	1,584	5,435	81.08	55.55
正 常 債 権	平成24年度	97,921	—	—	—	—	—
	平成25年度	100,236	—	—	—	—	—
合 計	平成24年度	105,224	—	—	—	—	—
	平成25年度	106,939	—	—	—	—	—

(注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3.「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
 5.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 6.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
 7.金額は決算後(償却後)の計数です。

資金運用

貸出金償却額 (単位:百万円)

項目	平成24年度	平成25年度
貸出金償却額	248	214

貸倒引当金の内訳 (単位:百万円)

項目	平成24年度		平成25年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	307	△34	330	23
個別貸倒引当金	1,702	△25	1,407	△295
貸倒引当金合計	2,010	△59	1,738	△272

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりますので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

有価証券種類別平均残高 (単位:百万円、%)

区分	平成24年度		平成25年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	22,556	33.58	24,806	33.22
地方債	2,739	4.07	8,882	11.89
短期社債	—	—	—	—
社債	33,014	49.14	31,761	42.54
株式	388	0.57	584	0.78
外国証券	6,982	10.39	5,374	7.19
その他の証券	1,492	2.22	3,243	4.34
合計	67,173	100.00	74,653	100.00

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

その他業務

代理貸付残高の内訳 (単位:百万円)

区分	平成24年度末	平成25年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	1	—
株式会社日本政策金融公庫	297	306
独立行政法人住宅金融支援機構	4,153	3,472
独立行政法人労働者退職金共済機構	—	—
独立行政法人福祉医療機構	91	79
その他	49	43
合計	4,593	3,902

外国為替取次高 (単位:千ドル)

区分	平成24年度末	平成25年度末
買 易	1,469	1,104
輸 出	1,134	599
輸 入	335	505
買 易 外	535	287
合計	2,005	1,392

外貨建資産残高 (単位:千ドル)

項目	平成24年度	平成25年度
外貨建資産残高	49	—

消費者ローン・住宅ローン残高 (単位:百万円、%)

区分	平成24年度末		平成25年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	1,711	7.99	1,764	8.66
住宅ローン	19,694	92.00	18,593	91.33
合計	21,406	100.00	20,358	100.00

有価証券種類別残存期間別残高 (単位:百万円)

区分		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの
		国債	平成24年度末	—	3,009	15,499
	平成25年度末	—	8,516	11,076	1,645	—
地方債	平成24年度末	251	1,001	4,213	402	—
	平成25年度末	—	1,355	9,933	503	—
短期社債	平成24年度末	—	—	—	—	—
	平成25年度末	—	—	—	—	—
社債	平成24年度末	7,141	15,715	7,832	1,332	—
	平成25年度末	5,816	11,363	11,495	2,374	—
株式	平成24年度末	—	—	—	—	403
	平成25年度末	—	—	—	—	650
外国証券	平成24年度末	603	1,104	—	4,710	—
	平成25年度末	—	1,106	211	1,000	—
その他の証券	平成24年度末	1	696	1,047	1	126
	平成25年度末	—	518	3,561	0	1,047
合計	平成24年度末	7,998	21,527	28,592	7,483	530
	平成25年度末	5,816	22,861	36,279	5,523	1,698

国内為替取扱実績 (単位:百万円)

区分		平成24年度末		平成25年度末	
		件数	金額	件数	金額
送金振込	他の金融機関向け	217,900	161,349	147,017	131,175
	他の金融機関向け	302,248	170,185	336,245	152,494
代金取立	他の金融機関向け	138	63	174	78
	他の金融機関向け	1,747	1,864	1,624	1,517

公共債窓販実績 (単位:百万円)

項目	平成24年度	平成25年度
国債	115	208

当組合の子会社

当組合の子会社

該当事項なし

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

● 満期保有目的の債券 (単位:百万円)

種類	平成24年度			平成25年度			
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	500	528	28	500	518	18
	地方債	3,998	4,090	91	3,999	4,067	68
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	5,199	5,265	65	4,099	4,151	51
	その他	703	715	11	702	716	13
小計	10,402	10,599	197	9,301	9,453	152	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	99	98	△1	399	399	△0
	その他	4,000	3,963	△36	1,000	972	△27
小計	4,099	4,061	△38	1,399	1,371	△28	
合計	14,502	14,661	158	10,701	10,825	123	

(注) 1.時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2.「社債」には、政府保証債、公社団債、金融債、事業債が含まれます。
 3.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 4.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、本表に含めておりません。

● その他有価証券 (単位:百万円)

種類	平成24年度			平成25年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	16	12	3	172	4
	債券	44,208	43,424	784	43,566	311
	国債	18,055	17,575	479	16,079	38
	地方債	1,869	1,844	24	4,447	49
	短期社債	—	—	—	—	—
社債	24,284	24,003	280	23,039	223	
その他	2,612	2,526	86	4,731	117	
小計	46,837	45,963	874	48,471	433	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	258	276	△18	349	△33
	債券	3,428	3,516	△87	11,514	△63
	国債	990	1,000	△10	4,658	△8
	地方債	—	—	—	3,345	△9
	短期社債	—	—	—	—	—
社債	2,437	2,515	△77	3,511	△45	
その他	973	978	△5	1,008	△23	
小計	4,659	4,771	△111	12,872	△119	
合計	51,497	50,734	762	61,344	313	

(注) 1.貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2.「社債」には、政府保証債、公社団債、金融債、事業債が含まれます。
 3.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 4.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、本表に含めておりません。

● 売買目的有価証券

該当事項なし

● 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 (単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	取得原価	貸借対照表計上額	取得原価
非上場株式	129	—	129	—
組合出資金	860	—	861	—
合計	989	—	990	—

● 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の時価のあるもの

該当事項なし

● 金銭の信託

該当事項なし

● オフバランス取引の状況

該当事項なし

● デリバティブ取引

該当事項なし

● 先物取引の時価情報

該当事項なし

経営内容 (自己資本の充実の状況等)

自己資本の構成に関する事項

(単位:千円)

項目	平成24年度
(自 己 資 本)	
出 資 金	813,493
非累積的永久優先出資	-
優先出資申込証拠金	-
資本準備金	-
その他資本剰余金	-
利益準備金	813,493
特別積立金	7,410,000
繰越金(当期末残高)	147,095
その他	-
自己優先出資(△)	-
自己優先出資申込証拠金	-
その他有価証券の評価差損(△)	-
営業権相当額(△)	-
のれん相当額(△)	-
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	-
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	-
基本的項目(A)	9,184,081
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-
一般貸倒引当金	331,218
負債性資本調達手段等	-
負債性資本調達手段	-
期限付劣後債務及び期限付優先出資	-
補完的項目不算入額(△)	-
補完的項目(B)	331,218
自己資本総額(A)+(B)=(C)	9,515,300
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	-
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	-
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップ(告示第223条を準用する場合を含む)	-
控除項目不算入額(△)	-
控除項目計(D)	-
自己資本額(C)-(D)=(E)	9,515,300
(リスク・アセット等)	
資産(オン・バランス)項目	89,512,372
オフ・バランス取引等項目	69,538
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,814,062
リスク・アセット等計(F)	96,395,972
単体 Tier1 比率 (A/F)	9.52%
単体自己資本比率 (E/F)	9.87%

(注) 1.「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。
 2.「その他有価証券の評価差損(△)」欄は、平成26年3月30日までの間は、平成24年金融庁告示第56号に基づく特例に従い当該金額を記載していません。
 3.「一般貸倒引当金」欄には、偶発損失引当金のうち一般貸倒引当金に準じるものを含んでおります。

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	資本調達手段の種類	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	配当率又は利率
銚子商工信用組合	普通出資	821百万円	年5.0%

(単位:千円)

項目	平成25年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	9,573,217	-
うち、出資金及び資本剰余金の額	821,633	-
うち、利益剰余金の額	8,792,407	-
うち、外部流出予定額(△)	40,822	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	365,354	-
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	365,354	-
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,938,572	-
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	22,893
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	22,893
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	50,147
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	-	-
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	9,938,572	-
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	91,193,156	-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△626,964	-
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	22,893	-
うち、繰延税金資産	50,147	-
うち、前払年金費用	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△700,005	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,719,100	-
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	97,912,256	-
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.15%	-

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。
 なお、当組合は国内基準を採用しております。

経営内容（自己資本の充実の状況等）

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	89,581	3,583	91,193	3,647
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	89,581	3,583	91,818	3,672
(i) ソブリン向け	1,519	60	1,853	74
(ii) 金融機関向け	16,674	666	15,096	603
(iii) 法人等向け	23,991	959	23,392	935
(iv) 中小企業等・個人向け	20,606	824	20,554	822
(v) 抵当権付住宅ローン	4,626	185	4,421	176
(vi) 不動産取得等事業向け	11,120	444	13,602	544
(vii) 三月以上延滞等	1,562	62	1,101	44
(viii) 出資等	1,702	68	1,519	60
出資等のエクスポージャー 重要な出資のエクスポージャー			1,519	60
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			1,166	46
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			856	34
(xi) その他	7,777	311	8,252	330
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			73	2
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△700	△28
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額			2	0
⑥中央清算機関関連エクスポージャー			—	—
ロ.オペレーショナルリスク	6,814	272	6,719	268
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	96,395	3,855	97,912	3,916

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであり、
 5. 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産等が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な定義や基本方針、クレジットポリシー、ポートフォリオ管理を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、信用リスク管理態勢を構築しております。信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施、SKC 信用リスク管理システム導入により取引先の財務状況・業況を把握し、適切な審査を行っております。

これら信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会や ALM 委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤役員会といった経営陣に対する報告を行っております。

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上延滞エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		その他(投資信託等)		平成24年度	平成25年度		
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
国内	241,590	250,151	105,224	106,941	56,651	63,832	—	—	79,714	79,377	3,049	2,079
国外	6,398	2,302	—	—	6,398	2,302	—	—	—	—	—	—
地域別合計	247,988	252,454	105,224	106,941	63,049	66,135	—	—	79,714	79,377	3,049	2,079
製造業	18,353	19,307	10,810	12,674	7,487	6,308	—	—	56	323	116	96
農業、林業	2,874	3,447	2,874	3,447	—	—	—	—	—	—	45	32
漁業	528	353	528	353	—	—	—	—	—	—	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	56	46	56	46	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	9,128	9,421	8,728	9,021	400	400	—	—	—	—	60	54
電気、ガス、熱供給、水道業	3,321	3,309	171	201	3,149	3,108	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1,226	1,212	223	209	999	999	—	—	2	2	—	—
運輸業、郵便業	6,460	6,347	3,657	3,444	2,802	2,902	—	—	—	—	458	83
卸売業、小売業	15,063	12,166	13,579	11,177	1,404	901	—	—	79	87	339	158
金融業、保険業	84,147	78,108	4,530	5,343	10,002	7,112	—	—	69,614	65,652	—	—
不動産業	10,465	12,517	9,745	11,697	700	800	—	—	20	20	975	943
物品賃貸業	258	261	258	261	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	485	409	485	409	—	—	—	—	—	—	3	12
宿泊業	1,671	1,576	1,671	1,576	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	2,191	1,964	2,191	1,964	—	—	—	—	—	—	87	75
生活関連サービス業、娯楽業	1,487	1,316	1,487	1,316	—	—	—	—	—	—	214	94
教育、学習支援業	35	30	35	30	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	882	841	882	841	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	7,181	7,619	6,581	6,719	600	900	—	—	—	—	113	99
その他の産業	537	641	537	641	—	—	—	—	0	0	—	—
国・地方公共団体等	39,794	50,524	8,785	8,819	31,006	41,701	—	—	3	3	—	—
個人	27,401	26,743	27,401	26,743	—	—	—	—	—	—	634	428
その他	14,434	14,288	—	—	4,497	1,000	—	—	9,937	13,288	—	—
業種別合計	247,988	252,454	105,224	106,941	63,049	66,135	—	—	79,714	79,377	3,049	2,079
1年以下	51,603	43,624	21,364	22,037	7,951	5,800	—	—	22,288	15,787	—	—
1年超3年以下	38,328	35,998	7,730	8,188	9,597	5,709	—	—	21,000	22,100	—	—
3年超5年以下	45,902	53,539	12,032	13,472	11,091	16,567	—	—	22,778	23,500	—	—
5年超7年以下	17,103	17,750	13,038	11,127	4,064	6,113	—	—	—	509	—	—
7年超10年以下	37,758	42,939	13,805	12,979	22,948	26,454	—	—	1,003	3,505	—	—
10年超	43,517	43,434	36,110	37,933	7,395	5,490	—	—	11	10	—	—
期間の定めのないもの	13,775	15,167	1,142	1,202	—	—	—	—	12,632	13,964	—	—
残存期間別合計	247,988	252,454	105,224	106,941	63,049	66,135	—	—	79,714	79,377	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことであり、
 3. 上記の「その他(投資信託等)」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経営内容（自己資本の充実の状況等）

貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、「自己査定基準」「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分毎に計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.28「貸倒引当金の内訳」をご参照ください。

なお当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.28「貸倒引当金の内訳」には当該引当金の金額は含めておりません。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種別	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		平成24年度	平成25年度
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度		
製造業	140	68	68	96	140	68	68	96	72	64
農業、林業	45	13	13	11	45	13	13	11	15	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	77	20	20	24	77	20	20	24	53	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	517	616	616	350	517	616	616	350	—	—
卸売業、小売業	186	264	264	125	186	264	264	125	27	97
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	267	266	266	362	267	266	266	362	35	20
物品賃貸業	—	—	—	12	—	—	—	12	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3	3	3	2	3	3	3	2	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	24	22	22	31	24	22	22	31	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	81	71	71	12	81	71	71	12	—	12
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	23	27	27	30	23	27	27	30	—	3
その他のサービス	44	45	45	52	44	45	45	52	30	3
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	315	281	281	296	315	281	281	296	12	12
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,728	1,702	1,702	1,407	1,728	1,702	1,702	1,407	248	214

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

なお、エクスポージャーの種類毎に適格格付機関の使い分けは行っておりません。

株式会社格付投資情報センター (R&I)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	400	42,393	—	51,927
10%	—	16,032	—	19,580
20%	15,808	76,265	9,904	71,581
35%	—	12,979	—	12,419
50%	8,794	3,548	10,013	3,015
75%	—	28,370	—	28,261
100%	3,540	39,670	2,315	43,260
150%	—	185	—	173
250%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	28,543	219,445	22,233	230,220

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限り、適用されます。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分して記載しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスクの削減手法に関するリスク管理方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。ただし与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証(人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等)があり、その手続きについては、当組合が定める「事務規程」「不動産担保評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、証書貸付、割引手形、当座貸越、債務保証取引に関して、お客様が期限の利益を喪失された場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減手法の一つとして、当組合が定める「事務規程」や約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、当組合が採用している信用リスク削減手法は適格金融資産担保として自組合預金積金、保証として民間保証、政府関係機関保証、クレジット・デリバティブ取引として株式会社日本政策金融公庫との提携によるCDS(クレジット・デリバティブ・スワップ)が該当いたします。そのうち民間保証に関する信用度の評価については、適格格付機関が付与している格付により判定しており、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクは個社やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

経営内容（自己資本の充実の状況等）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	1,907	1,953	2,755	2,707	15	20
①ソブリン向け	0	—	400	299	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	92	152	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	1,700	1,707	1,752	1,860	15	20
⑤抵当権付住宅ローン	—	—	534	483	—	—
⑥不動産取得等事業向け	24	24	20	18	—	—
⑦三月以上延滞等	0	1	17	1	—	—
⑧出 資 等	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑨他の金融機関等の対象資本調達手段 のうち対象普通出資等に該当するも の以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑩信用協同組合連合会の対象普通出資等で あってコア資本に係る調整項目の額に算入 されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑪そ の 他	90	67	31	43	—	—

- (注) 1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
 3.「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務運営上における事務処理上のミスやシステム障害、役職員による不正行為などによって損失が生ずるリスクです。当組合は「統合的リスク管理方針」「統合的リスク管理規程」を制定し、組織、管理体制を整備するとともに、リスクの分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時における影響の極小化に努めております。特に事務リスク管理については、「事務リスク管理要領」に則り、事務規程の整備及び遵守、定期的な内部監査の実施や事務指導・研修の強化により、本部・営業店が一体となり厳正な事務管理に努めております。システムリスク管理については、「システムリスク管理要領」「セキュリティポリシー」「セキュリティスタンダード」により管理・保護すべき情報資産、リスクを明確にし、管理体制を定め、安定した業務遂行ができるよう、多様化、複雑化するリスクに対して管理態勢の強化に努めております。また、その他のリスクへの対応としては、相談、苦情等受付対応の充実、顧客情報管理態勢の強化、各種リスク商品等に対する説明態勢の強化など、顧客保護の観点を中心とした管理態勢の整備に努めております。

当組合は、オペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用しております。これらリスクに関しては、リスク管理委員会において協議・検討するとともに、必要に応じて常勤役員会といった経営陣に対する報告を行っております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

出資等エクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要に関する事項

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、全国信用協同組合連合会等への出資金が該当します。

上場株式、株式関連投資信託等にかかるリスクについては、市場相場の変動による時価損益を日次および月次にて測定、管理しており、運用状況に応じて ALM 委員会、常勤役員会に諮り、投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、投資については、「有価証券運用取得制限」にて投資枠を定め、年度毎の運用方針に基づきポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けており、当組合が定める「市場関連リスク管理要領」「有価証券運用要綱」に基づき厳格な運用・管理を行っております。また非上場株式に関しても、上場株式と同様に厳格な自己査定実施により適切な運用・管理を行っております。

リスクの状況は、財務諸表や運用報告書を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる評価、会計処理については「有価証券運用要綱」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	274	274	521	521
非 上 場 株 式 等	1,431	442	1,817	827
合 計	1,705	716	2,339	1,348

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
売 却 益	37	72
売 却 損	36	1
償 却	112	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
評 価 損 益	△3	△36

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
評 価 損 益	—	—

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

経営内容（自己資本の充実の状況等）

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
 当組合は金利リスクについて、債券相場の変動を日次にて、時価損益及び10BPV法（0.1%金利変化した場合の時価損益変化を計測）による価格変動リスクを月次にて測定、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響の定期的な測定を実施しております。また損失限度額、アラームポイントを「有価証券運用要綱」に定め、年度毎の運用方針に基づきポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛け、状況に応じて運用方針、対応策等をALM委員会、常勤役員会にて協議しております。加えて評価・売却損益、主要指標等を定期的に経営陣に報告し、適切なリスク管理に努めております。

内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

当組合は、信用組合業界にて構築したSKC-ALMシステムを用いて以下の定義に基づいて算定しております。

- 計測手法
「その他計算方式」……再評価法を用いて算出しております。
- コア預金
対象……流動性預金（金利のつかないものは除く）
算定方法……①過去5年の最低残高
②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高
③現残高の50%相当額
以上3つのうち最少の額を上限
- 満期……5年以内（平均2.5年）
- 金利感応資産・負債
預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- 金利ショック幅
99%タイルまたは1%タイル値
- リスク計測の頻度
月次

（単位：百万円）

	平成24年度	平成25年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	607	1,161

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。
 なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」等で規定されております法定開示項目です。

■ごあいさつ	2	* 貸出金業種別残高・構成比	26
【概況・組織】		* 預貸率(期末・期中平均)	25
事業方針	2	消費者ローン・住宅ローン残高	28
* 事業の組織	4	代理貸付残高の内訳	28
* 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)	4	職員1人当り貸出金残高	25
総代会について	5.6	1店舗当り貸出金残高	25
報酬体系について	7	【有価証券に関する指標】	
* 店舗一覧(事務所の名称・所在地)	18	* 商品有価証券の種類別平均残高	取扱いなし
自動機器設置状況	18	* 有価証券種類別残存期間別残高	28
地区一覧	18	* 有価証券種類別平均残高	28
組合員数	6	* 預証率(期末・期中平均)	25
子会社の状況	28	【経営管理体制に関する事項】	
【主要事業内容】		* 法令等遵守体制	8
* 主要な事業の内容	16	* 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	8
* 信用組合の代理業者	取扱いなし	* リスク管理体制	9
【業務に関する事項】		* 自己資本充実状況について	30.31.32.33.34.35.36.37.38
* 事業の概況	3	【財産の状況】	
* 経常収益	3	* 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書	20.21.22.23.24
業務純益	25	* リスク管理債権及び同債権に対する保全額	27
* 経常利益(損失)	3	(1) 破綻先債権	
* 当期純利益(損失)	3	(2) 延滞債権	
* 出資総額、出資総口数	3	(3) 3か月以上延滞債権	
* 純資産額	3	(4) 貸出条件緩和債権	
* 総資産額	3	* 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	27
* 預金積金残高	3	* 有価証券、金銭の信託等の評価	29
* 貸出金残高	3	外貨建資産残高	28
* 有価証券残高	3	オフバランス取引の状況	29
* 単体自己資本比率	3	先物取引の時価情報	29
* 出資配当金	3	オプション取引の時価情報	取扱いなし
* 職員数	3	* 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	28
【主要業務に関する指標】		* 貸出金償却の額	28
* 業務粗利益及び業務粗利益率	25	財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	24
* 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	25	* 会計監査人による監査	24
* 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘	25	【その他の業務】	
* 受取利息、支払利息の増減	25	内国為替取扱実績	28
役務取引の状況	25	外国為替取扱高	28
その他業務収益の内訳	25	公共債窓販実績	28
経費の内訳	25	手数料一覧	17
* 総資産経常利益率	25	【その他】	
* 総資産当期純利益率	25	沿革・歩み	3
【預金に関する指標】		【地域貢献に関する事項】	
* 預金種目別平均残高	26	地域とともに歩む当組合の経営姿勢	10
* 定期預金種類別残高	26	預金・融資を通じた地域貢献	10.11
預金者別預金残高	26	地域・業種・職域サービスの充実	14.15
財形貯蓄残高	26	文化的・社会的貢献に関する活動	14.15
職員1人当り預金残高	25	【中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みに関する事項】	
1店舗当り預金残高	25	* 中小企業の経営支援に関する取組方針	12
【貸出金等に関する指標】		* 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況	12
* 貸出金種類別平均残高	26	* 中小企業の経営支援に関する取組状況	13
* 貸出金金利区分別残高	26	* 地域の活性化に関する取組状況	14
* 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	26		
* 貸出金使途別残高	26		



銚子商工信用組合

〒288-0043 千葉県銚子市東芝町1-15

Tel .0479-22-5335 (代表)

<http://www.choshi-shoko.co.jp>